

十九 一	八 利行 行 価	七 替 額 面	六 低 額 金	五 込 行	四 方	三 用 法 項	二 振 律 及 の 適	一 發 行 根 び	条件等を次 件等の發行等に 令第三十号	○財務省告示第 平成二十 件等の發行等に 令第三十号
率格日	位	位	金額	額	法	適	そ	拠記	年と七年と 八年と七月 八月	二百六 条第十一号
年額平す額の振 ○面成るの記替 ・金二。整載法 二額十 バ百四 一円年 セに七 ンつ月 トき五 百日 円十九 錢	五百六十額い募の定以律社 万六十五面に集振の下へ平、一法会 円十五万金よ取替適一 五億円額る扱機用振 円四 千六 七 百五 七 百三 十六 万五 七 千	六十額い募の定以律社 五十面に集振の下へ平、一法会 十五万金よ取替適一 億円額る扱機用振 で発機関を受法 行関は受け に日本法律 による銀行 の募集とす の取扱	回付 利付 國庫債券 財務大臣 二十三年 等の振替 の振替 の振替 にう。 とし。 する。 そ規	特回付 債年第 一法會 株式 律計 に 二 十三 年 法 律 第 七 十 五 号。	利付 九告 日示 す 行 一 項 大 臣 一 五 年 安 住 （ （ 年 （ （ 百 淳 五	利付 九告 日示 す 行 一 項 大 臣 一 五 年 安 住 （ （ 年 （ （ 百 淳 五	利付 九告 日示 す 行 一 項 大 臣 一 五 年 安 住 （ （ 年 （ （ 百 淳 五			

(一) 発行額に於いて、各募集取扱機関は、その規定期間に於ける払込利子を算定する。すなはち、各募集取扱機関は、次第に於ける払込利子を算定する。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{15}{365}$$

(二)

発行時に於いて、各募集取扱機関は、次第に於ける払込利子を算定する。すなはち、各募集取扱機関は、次第に於ける払込利子を算定する。

規下は払し払平定、期た期成る税人にの法す國をかのれに中れにす次そが金と二こ率が当算債乗ら算るも係る所の銀額し十ととを用該式に非乗じた金額に記載して、期及翌行を、四日び営休支次年に第業業払の十つきに算二の金額に算ては又振源つ十日日う算二に五にに。式月。額にて号支當たに二同に払ただよ十じ。おうるしり日いへと、算をて以き支出支

額面金額 $\times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$

十
八
十
十
六
五

払
込
期
日
払
利
所
支
元
場
金
額
償
還
金
限
償
還
期
子

平
成
二
十
四
年
七
月
五
日
日
本
銀
行
百
円
に
六
月
き
百
円
額
面
金
額
う
六
つ
二
十
十
月
う
以
六
月
六
月
百
月
間
利
子
期
利
利
子